

# 原発輸出政策の中止を求める意見書

2012年（平成24年）5月1日  
日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

原子力発電所（以下「原発」という。）の輸出政策（以下「原発輸出政策」という。）は、相手国及び周辺国に対し、解決不可能な深刻な人権侵害や、解決困難な環境問題をもたらすため、政府は、これを直ちに中止し、核物質、資材、設備及び技術の供給、役務の提供、その他原発輸出の相手国の原発利用に関わる協力を一切行わないよう求める。

## 第2 意見の理由

### 1 福島第一原子力発電所事故とその後の状況

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、福島第一原子力発電所において炉心溶融にまで至る未曾有の事故（以下「福島第一原発事故」という。）が発生し、大量の放射性物質が環境中に放出された。

政府は、2011年末に冷温停止状態に至ったと宣言したが、福島第一原発事故から約13か月を経た現在もいまだ同事故は完全収束しておらず、深刻な冷却水漏れが継続し、燃料プールの健全性にも疑問があるなど、予断を許さない状況が続いている。また、原子炉の損傷状況や事故の具体的経過なども、依然として未解明のままである。

福島第一原発事故による大気・土壤・海洋等への放射能汚染は、広大な範囲に及び、今後も、長期間にわたり継続することは必至であり、被曝したおそれのある住民の健康管理やモニタリングの体制も十分とはいえない。除染作業や事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物の処分も未了である。福島第一原発事故により避難した住民の帰還やコミュニティの再建の見通しも不明確であり、東京電力株式会社による損害賠償の手続も遅々として進んでいない。

福島原発事故を受けて、これまでのエネルギー政策は、国民的議論を経て、抜本的に見直す必要がある。

また、政府においては、原子力施設を取り巻く法制度全般について、安全審査の指針類、シビアアクシデント対策、原子力防災計画、原子力安全規制機関の在り方など、抜本的な見直し作業が行われている最中である。既存の原発の安全性に対する再評価も開始されたばかりである。

## 2 政府のこれまでの原発輸出政策

政府は、2005年の「原子力政策大綱」等において、原子力産業の国際的展開の方針を示し、また、2006年の「原子力立国計画」において、日本のメーカーによる海外プラント輸出を推進し、受注に向けた法的な整備などを国が積極的に後押しするとし、原発輸出のために、各国との原子力協定締結や交渉を推し進めてきた。

このような政府の原発輸出政策の背景には、国内の原発建設需要が減少する一方、株式会社日立製作所がゼネラル・エレクトリック社を買収し、株式会社東芝がウェスティング・ハウス社を買収するなど、日本の原発メーカーが中枢を担う形で世界の原子力産業の再編がなされたことがある。

福島第一原発事故後、一時的に、原発輸出の動きは停滞し、既に署名した原子力協定の国会承認も棚上げとなっていた。

ところが、政府は、2011年8月に原発輸出の推進政策を閣議決定し、同年10月には、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）の原発建設計画への協力を表明するなど、原発輸出推進の方針を維持・再開することを明らかにした。

同年12月には、ベトナム、ヨルダン・ハシュミット王国（以下「ヨルダン」という。）、大韓民国、ロシア連邦との原子力協定が国会で承認された。このうち、ベトナムとヨルダンは、原発輸出が予定されている相手国であり、これらの原子力協定においては、締約国（日本）又は締約国政府に認められた者が、核物質、資材、設備及び技術の提供、公開の情報の交換、役務の提供その他両締約国により合意される方法によって、原子力利用にかかる協力をを行うこととなっている。

また、政府は、インドとの原子力協定締結交渉を開始するなど、海外への原発輸出推進の動きをあらわにしている。

## 3 原発輸出のもたらす解決困難な人権侵害、環境問題等

しかしながら、政府が進めようとしている原発輸出は、解決困難な環境問題を相手国及びその周辺国にもたらすものであり、以下のとおり、相手国及び周辺国の市民の人権を侵害する蓋然性が高い。

### （1）自然災害に伴う原発事故の危険性

原発が、地震・津波などの自然災害によって、重大な事故を引き起こすことは、福島第一原発事故が示した。一たび原発事故が発生すれば、相手国及びその周辺国、広範囲にわたって深刻な放射能汚染が拡

大するおそれがある。

- ① ベトナムでは、マニラ海溝を震源とする地震による津波が、過去50年間に6回確認されており、専門家は、今後、マニラ海溝でマグニチュード9を超える地震が発生し、これによる津波がベトナム沿岸部に深刻な被害を及ぼす可能性を指摘する。

建設予定地から約20kmの地点には、ニントゥアン省の省都ファンラン市（人口約18万人）がある。事故が発生した場合には、避難住民の数が膨大となることが予測されるが、避難計画の実行可能性は全く不明確である。

また、ベトナムでの原発建設予定地であるニントゥアン省ビンハイは、絶滅危惧種であるアオウミガメの産卵場所や珊瑚礁などの貴重な生態系を残すヌイチュア国立公園に隣接している。そのため、原発の温排水等による影響が懸念されている。

- ② ヨルダン西部に位置する死海・ヨルダン地溝帯は、地震の頻発地帯であり、シリア・イスラエルなど周辺各国には、過去にマグニチュード7を超える地震で繰り返し深刻な被害を受けてきた歴史がある。この地域は、原子炉のみではなく、運転に不可決な周辺インフラ（下水処理場・導水管・送電線など）も含めた耐震性の確保が明確でないと指摘されている。

また、ヨルダンでの原発建設予定地であるマジダルは世界有数の乾燥地域の内陸部である。原発では大量の冷却水を利用するため、海岸沿い又は大規模河川近傍に建設されるが、マジダルにおいては、既存の下水処理場を拡張して、その処理水を冷却水に使用する予定である。運転用貯水池と非常用貯水池を設ける計画とされているが、十分な冷却水の確保に関して、重大な懸念が示されている。福島第一原発事故と同様の事態に至る可能性も否定できない。

さらに、ヨルダンにおいては、2005年8月に南部アカバで米軍輸送艦に対するミサイル発射事件が、同年11月には首都アンマンのホテル3か所が同時に爆破される自爆テロが、2010年4月と8月にもアカバでロケット弾が使用されるテロ事件が発生しており、これらの兵器や爆発物により、原発が損傷を受ける危険性がある。そうなれば、甚大な環境汚染が生じるおそれが高い。

原発建設予定地は、アンマン（人口約120万人）から約40km、同国第二の都市ザルカ（人口約80万人）から約15kmの地点にあり、事故が発生した時の影響が極めて大きく、避難計画の実行可能性等が不明である。原発予定地の下流には、農産物の生産地である

ヨルダン渓谷の灌漑地域が広がり、農業への影響も懸念されている。

## (2) 労働者被曝・公衆被曝の危険性

福島第一原発事故の対応作業は、極めて重大な被ばく作業であった。これは、いうまでもなく、非人道的な人権侵害であるが、しかし、事故収束のためには、このような被ばく作業に頼らざるを得なかつたという一面もある。原発事故は、必然的に人権侵害をもたらす。

また、事故発生時のみならず、平常運転中の労働者被曝や公衆の被曝のおそれも払拭できない。労働者の被曝管理、公衆の被曝からの保護、被曝した場合の健康管理等のケアなどの手当が、相手国において、どのように制度化され、保障されているのか、検証が不十分である。

## (3) 使用済み燃料や放射性廃棄物の処分の問題が未解決であること

原発から発生する使用済み燃料や放射性廃棄物の処分は、重大な未解決問題である。

放射性廃棄物の処分の方法は、未確立であり、長期にわたって安全に人の生活環境や自然の生態系から隔離することは、極めて困難である。世界各国において、具体的な処分場の建設は、遅々として進んでいない状況にあり、日本においても、処分場の候補地の選定すらいまだに行われていない。

原発輸出は、使用済み燃料や放射性廃棄物の処分にかかる解決困難な問題を、相手方にもたらすものである。

政府の立場は、これらの問題も相手国において行うべきものであるとの態度であるが、このような無責任な対応は許されない。

## 4 結論

私たちは、原発事故の悲惨さを身をもって経験した。また、仮に事故を起こさなくても、原発は、一たび稼働させれば、完全に廃炉とし原状回復するまでに多大な期間と費用を要する。

これから原発を導入することは、相手国において取り返しのつかない事故の危険をもたらすことになり、また、事故を起こさなくても、長期にわたるエネルギー政策の在り方及び処分困難な核廃棄物という重大な影響を及ぼすものである。

日本は、かつて深刻な公害を経験しながら、他国への経済進出を通じて公害を輸出してきた過去がある。これは、典型的なダブルスタンダードであり、今、原発について、同じことを繰り返してはならない。

日本は、原発事故の当事者として、相手国に同じ轍を踏ませることがあってはならず、共に新しいエネルギー政策を模索していかなければな

らない。

よって、当連合会は、政府に対し、原発輸出政策を直ちに中止し、核物質、資材、設備及び技術の供給、役務の提供、その他原発輸出の相手国の原発利用に関わる協力を一切行わないよう求める。